改正後	改正前
（年次休暇以外の休暇） **第四条**　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 一～六　（略） 七　非常勤職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　人事院が定める期間内における連続する五日の範囲内の期間 2・3　（略）	（年次休暇以外の休暇） **第四条**　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第六号に掲げる場合にあっては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 一～六　（同上） （新設） 2・3　（同上）

附　則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。